

千葉県告示第481号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1項第1号の規定により告示します。

令和元年5月31日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサービス ウィズ稲毛海岸 千葉県千葉市美浜区 高洲三丁目14番ー 5号 細川ビル6F	合同会社すてっぷ 千葉県千葉市美浜区 高洲三丁目14番ー5号 代表社員 名塚 隆太	令和元年 6月1日	1250101480	放課後等デイ サービス